

「業務改善助成金」のご案内

～一部コースの申請受付を延長しました～

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！

生産性向上の事例集 厚生労働省 検索

コースの内容

※申請期限：令和2年3月31日

コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場 (すべての要件を満たすもの)	助成率
25円コース	1人	25万円	・事業場内最低賃金 850円未満 ^(※2) ・事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の 差額が30円以内 ・事業場規模 100人以下	4 / 5 生産性要件を 満たした場合は 9 / 10 ^(※1)
	2～3人	40万円		
	4～6人	60万円		
	7人以上	80万円		
60円コース	1人	60万円		
	2～3人	90万円		
	4～6人	150万円		
	7人以上	230万円		
90円コース	1人	90万円		
	2～3人	150万円		
	4～6人	270万円		
	7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県。

(※3) 30円コースは、令和2年1月31日で受付終了しております。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ **申請受付期限を令和2年3月31日まで延長しますが、2月以降の申請に係る交付決定等は令和2年4月1日以降となり、事業完了の期限は令和3年3月31日となりますので、交付申請書・事業実施計画などの作成にあたっては、ご注意ください。**
- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「**働き方改革推進支援センター**」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

【参考：令和2年度の業務改善助成金について（予定）】

コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率		
25円コース	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10		
	2～3人	40万円				
	4～6人	60万円				
	7人以上	80万円				
30円コース	1人	30万円		以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10	
	2～3人	50万円				
	4～6人	70万円				
	7人以上	100万円				
60円コース	1人	60万円			以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10
	2～3人	90万円				
	4～6人	150万円				
	7人以上	230万円				
90円コース	1人	90万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下			【事業場内最低賃金850円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5
	2～3人	150万円				
	4～6人	270万円				
	7人以上	450万円				

(※) 25円コースは、事業場内最低賃金が850円未満の事業場のみが対象となりますが、他のコースは47都道府県が対象となります。

(※) 上記コースは、令和2年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますので、ご注意ください。